平成２８年（フ）第４６７２号
東京都西東京市富士町４丁目２－17　グラン・アヴェニール・D103
債務者　木越　一臣
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4858番地１　ハザマ貸家Ｃ
債務者　今溝　三春（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第３４７８号
東京都港区白金台５丁目10―13―202
債務者　小林　真澄
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７２号
東京都江戸川区東葛西４丁目31―29―102
債務者　塚越　明美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１５号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ22―105号
債務者　遠藤　基子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３８号
栃木県佐野市若宮下町９番地17　エルディムクリハラＢ　203号室
債務者　佐藤恵梨子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第４６４０号
東京都中野区野方６丁目９－６－203
債務者　坂井　三成
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２３号
東京都立川市砂川町８丁目63番地の２フラット田中107号
債務者　横井　美和
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１８６号
横浜市中区花咲町３丁目98番地　エミネンス紅葉坂303号室
債務者　小林　克彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３６号
横浜市泉区中田北１丁目27番73号　ロジュマン笹山Ｂ201号
債務者　大竹ゆみ子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４４号
横浜市神奈川区七島町113番地　メゾンひまわり２階
債務者　外薗　公樹
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４６号
横浜市瀬谷区上瀬谷町37番地10
債務者　岸井めぐみ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２４８号
横浜市栄区小菅ケ谷３丁目58番19号
債務者　近藤　高三
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５７号
神奈川県海老名市門沢橋３丁目８番27―202号
債務者　安久津　清
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６１号
横浜市旭区左近山448番地の４　左近山団地８街区17棟102号
債務者　小川　忠昭
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部